

町田駅周辺エリア防災計画

2026年1月 改定

町田駅周辺帰宅困難者対策協議会

町田駅周辺エリア防災計画 目次

用語の定義.....	4
第1章 エリア防災計画について.....	6
第1 計画策定の背景.....	6
第2 目的及び考え方.....	6
第3 計画の位置付け.....	7
第4 計画の策定体制.....	8
第5 計画の構成と対象範囲.....	9
第2章 町田駅周辺の現状と課題.....	11
第1 町田駅周辺地域の特徴.....	11
第2 災害時想定.....	12
第3 課題と取組の方向性.....	15
第3章 平時の取組（予防対策）.....	16
第1 一斉帰宅の抑制.....	16
第2 一時滞在施設の整備.....	18
第3 帰宅困難者等への情報提供.....	20
第4 駅周辺等における混乱防止.....	21
第5 徒歩帰宅者への支援.....	22
第4章 災害時の対応（応急対策）.....	23
第1 一斉帰宅の抑制.....	23
第2 一時滞在施設の開設・運営.....	24
第3 帰宅困難者等への情報提供.....	24
第4 駅周辺等における混乱防止.....	25
第5 徒歩帰宅者への支援.....	27
第6 発災時の行動フロー.....	28
第5章 計画の推進について.....	29
第6章 参考資料.....	31
第1 一時滞在施設マップ.....	31
第2 各種ガイドライン等.....	32
第3 その他.....	51
町田駅周辺エリア防災計画改定の経過.....	54

用語の定義

用語	定義もしくは内容
エリア防災計画	1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画。
帰宅困難者	地震発生時の電車等公共交通機関の停止や自動車の利用禁止に伴い、帰宅したくてもできない人。
滞留者	ある時間に地震が起こった際に都内に滞留している人。
屋内滞留者	駅周辺で業務又は学校の目的で滞留している人
屋外滞留者	駅周辺で私用又は不明の目的で滞留している人
防災会議	市町村にあつては、『当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じ、当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため』に設置される会議。
地域防災計画	市町村や都道府県などの『一定地域に係る防災に関する計画』で、市町村・都道府県等に設置される防災会議が作成・修正するもの。(災害基本法第2条、第40条、第42条)
都市再生安全確保計画	都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画。
町田駅周辺帰宅困難者対策協議会	大規模な地震その他の災害により町田駅周辺の公共交通機能等が損なわれた場合における帰宅困難者対策について、町田市において総合的に協議するため、設置される会議。
啓開道路	<p>災害発生時に、被災地および被災者に対する救護活動、支援物資・食料等の輸送を迅速かつ確実にするために、市が道路啓開(障害物除去)を優先的に実施する路線。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次啓開道路 啓開の拠点となる施設から市庁舎に至る道路 ・ 第二次啓開道路 都の緊急輸送道路等の主要な道路間を接続する道路 ・ 第三次啓開道路 避難施設等、市の災害拠点へ至る道
緊急輸送道路	<p>地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と都知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次緊急輸送道路 応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線 ・ 第二次緊急輸送道路 一次路線と市庁舎、主要な防災拠点(警察、消防、医療等の初動対応機関)を連絡する路線

	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次緊急輸送道路 <p>その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線</p>
東京都帰宅困難者対策条例	東京都が平成 25 年 4 月に施行した、都民、事業者、行政棟の意それぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した条例。
一時滞在施設	駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで 待機する場所がない者（屋外滞留者）を一時的に受け入れる施設。
要配慮者	『高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者』
東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム（キタコンDX）	東京都が開発した、首都直下地震等の発災時に GPS 情報等を活用し、帰宅困難者に対してリアルタイムに情報を発信するシステム。主な機能として、都や区市町村等の災害対策本部を支援する「作戦地図」機能、一時滞在施設の管理者を支援する「施設運営管理」機能、帰宅困難者を支援する「情報発信」機能がある。
災害時帰宅支援ステーション	災害時に、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ、沿道情報の提供、休憩の場の提供を行い、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設。（都立高校、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ファミリーレストラン等）

※『』の記載は法令等からの引用。

第1章 エリア防災計画について

第1 計画策定の背景

町田駅は1日平均乗降客数が約45万人となる重要な交通結節点であり、町田市民だけでなく、周辺市の人々や学生など、多くの人が集まる広域的な商業拠点となっている。駅周辺地域には、商業施設や公共公益施設が集積しているほか、小田急線町田駅とJR横浜線町田駅の二つの鉄道駅が近接している。また、新宿や箱根方面、横浜や八王子方面など多方面へのアクセス性が高く、また町田バスセンターなどから市内外への路線バス網が広がっているなど、公共交通の利便性が高い地域である。

一方で、2022年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定（以下、「東京都被害想定」という。）」によれば、町田市に大きな影響を与える「多摩東部直下地震（マグニチュード7.3（以下、「M7.3」という。））」は、今後30年以内に発生する確率が70%と可能性が高く、地震による広域的な交通機関の運行停止時には、帰宅困難者の発生により大きな混乱が懸念される。

このような状況を踏まえ、行政機関、交通事業者、民間企業など駅周辺の関係者が互いに力を合わせ、災害対策に総合的に取り組む必要があることから2020年2月に「町田駅周辺地域エリア防災計画（以下、「本計画」という。）」を策定した。

計画策定から約6年が経過し、町田駅周辺の環境変化や東京都被害想定の見直しなどがあり、これらを計画に反映し、より実効性のある帰宅困難者対策を実施していくために、2025年度に計画を改定する。

また、これにより災害に強いまちとしての信頼性を確保し、まちを訪れる人が安心して過ごせる環境を整え、地域の魅力と価値をさらに高めていく。

第2 目的及び考え方

1 計画の目的

本計画の目的は、以下のとおりである。

- 町田駅周辺地域で想定される、滞留者・帰宅困難者による混乱を抑え、訪問者の安全及び円滑な救急・救命活動等の応急活動を確保する。
- 駅周辺の関係者による、災害時の情報共有や相互協力体制の確立により、各者の災害対応力を高める。

2 計画の考え方

本計画の策定にあたっては、以下の点を踏まえることとする。

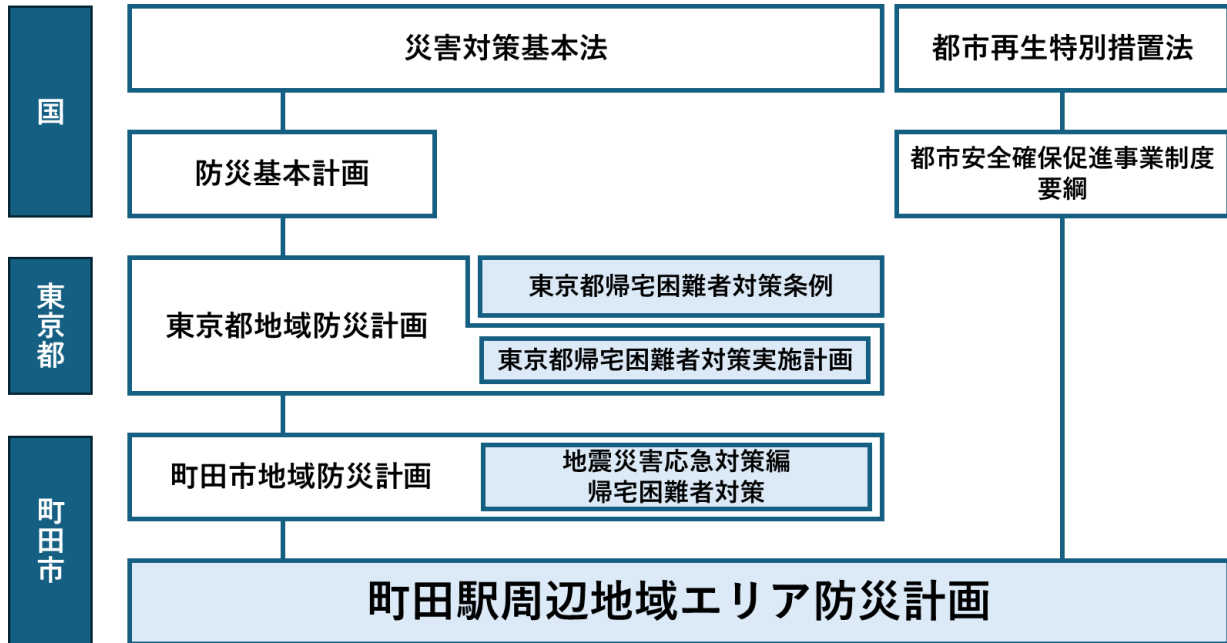
- 都市再生特別措置法に規定される都市再生安全確保計画の記載事項を含めた計画とする。
- 事業者や個人が取り組む「自助」、地域の関係者が皆で互いに助け合う「共助」、行政機関による「公助」など、社会全体で取り組む計画とする。
- 災害発生時の初動対応体制確保のため、各関係者の情報受伝達体制と役割を明らかにして、円滑な避難誘導や効果的な滞留者・帰宅困難者対応を展開する。
- 各関係者が今後の課題を共有し、意見交換を行い、課題解決に向けた取組の方向性を定める。
- 町田市地域防災計画における帰宅困難者対策を踏まえた計画とする。
- 町田駅周辺のまちづくりにおいても本計画が一つの指針として考慮されるような内容とする。
- 期間を定めず、計画にそって取組の実施、効果検証、改善、計画へのフィードバックを行う。

第3 計画の位置付け

本計画は、町田市防災会議が作成する「町田市地域防災計画」の関連計画として、町田駅周辺における大規模災害時の滞留者・帰宅困難者対応という特定課題に対して、町田市などの行政機関と交通事業者や店舗などの民間事業者等が連携して共通の目標やそれぞれが取り組むべき役割を定めるものとする。

なお、本計画は、都市再生特別措置法に規定される都市再生安全確保計画に準じた計画として、都市再生特別措置法第19条の15第2項に基づいて作成する。

図表1 町田駅周辺エリア防災計画の位置づけ



第4 計画の策定体制

町田市では、大規模な地震その他の災害により町田駅周辺の公共交通機能等が損なわれた場合における帰宅困難者対策について、総合的に協議するため、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会（以下「協議会」という。）を設置している。本計画は、協議会において協議を行い、検討・作成する。

協議会での協議事項

- (1) 帰宅困難者対策の内容に関すること
- (2) 帰宅困難者対策に関する情報交換及び連絡調整に関すること
- (3) 帰宅困難者対策の普及啓発に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、帰宅困難者対策に関し、市長が必要と認める事項

図表2 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会委員名簿

No	種別	事業所・団体名	
会長		町田市防災安全部長	
1	大規模集客施設	(株)東急百貨店 町田東急ツインズ	
2		(株)ユニカ 町田ジョルナ	
3		(株)小田急百貨店 町田店	
4		(株)丸井 町田マルイ・町田モディ	
6		(株)ルミネ ルミネ町田店	
7		(株)ザイマックス ミーナ町田	
8		一時滞在施設 (民間)	(株)レンブラントホテルマネジメント レンブラントホテル東京町田
9	学校法人河合塾 町田校		
10	野村不動産ライフ&スポーツ(株) メガロス町田		
11	交通機関	小田急電鉄(株)町田駅	
12		東日本旅客鉄道(株)町田駅	
13		神奈川中央交通(株)町田営業所	
14		(一社)東京ハイヤー・タクシー協会 三多摩支部 町田地区会	
15	商工会・町内会・自治会	町田商工会議所	
16		町田市町内会・自治会連合会	
オブザーバー		町田市町内会・自治会連合会 町田第1地区 町田市町内会・自治会連合会 町田第2地区	
17	官公庁	町田警察署 警備課	
18		町田消防署 警防課	
19		神奈川県相模原南警察署 警備課	
20		相模原市危機管理局危機管理統括部防災計画担当	
21		相模原市危機管理局危機管理統括部防災対策担当	
22		相模原市都市建設局まちづくり推進部交通政策課	
23		相模原市南区役所地域振興課	
24	町田市	一時滞在施設 (公共)	町田市民ホール
25			町田市文化交流センター
26			町田市生涯学習センター
27			町田市健康福祉会館
28			町田市立中央図書館
29			町田市民フォーラム
30			子どもセンターまあち
31			町田市民文学館 ことばらんど
32			財務対策部
33	町田市財務部契約課(調達輸送班長)		
34	町田市財務部市民税課(被害調査班長)		
35	福祉対策部	町田市地域福祉部福祉総務課(福祉班長)	
36	災害対策本部付 災害統括班	町田市防災安全部防災課(災害統括班長)	

第5 計画の構成と対象範囲

1 計画の構成及び内容

本計画は、都市再生特別措置法第19条の15第2項に基づいて作成しており、計画の構成及び内容は以下のとおりである。

図表3 エリア防災計画の構成及び内容

エリア防災計画の構成及び内容		法の位置付け (都市再生特別措置法第19条 の15第2項)
第1章 エリア防災計画について	第1 計画策定の背景	基本的な方針（第1号）
	第2 目的及び考え方	
	第3 計画の位置付け	
	第4 計画の策定体制	
	第5 計画の構成と対象範囲	
第2章 町田駅周辺の現状と課題	第1 町田駅周辺地域の特徴	基本的な方針（第1号）
	第2 被害時想定	
	第3 課題と取組の方向性	
第3章 平時の取組（予防対策）	第1 一斉帰宅の抑制	目的を達成するための事業及び 事務（第2号～第6号）
	第2 一時滞在施設の整備	
	第3 帰宅困難者等への情報提供	
	第4 駅周辺における混乱防止	
	第5 徒歩帰宅者への支援	
第4章 災害時の対応（応急対策）	第1 一斉帰宅の抑制	
	第2 一時滞在施設の開設・運営	
	第3 帰宅困難者等への情報提供	
	第4 駅周辺等における混乱防止	
	第5 徒歩帰宅者への支援	
	第6 発災時の行動フロー	
第5章 計画の推進について		
第6章 参考資料	第1 一時滞在施設マップ	
	第2 各種ガイドライン等	
	第3 その他	

<都市再生特別措置法第19条の15第2項>

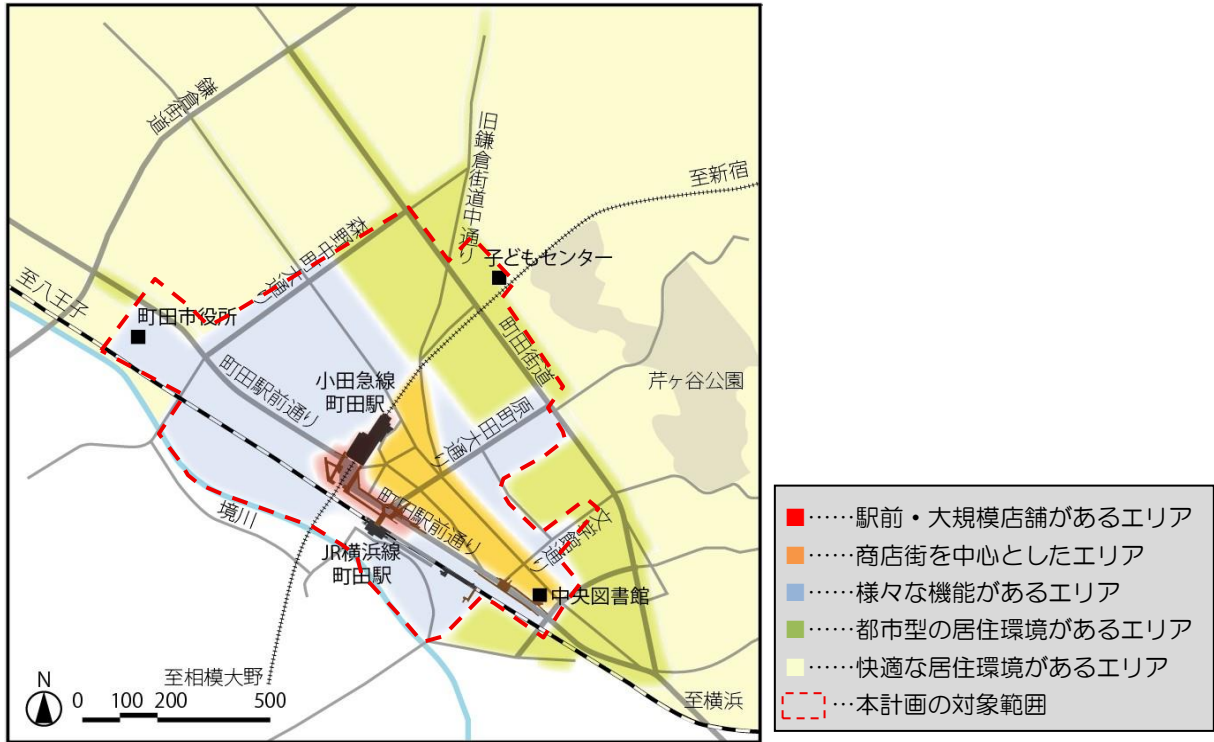
2 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
- 二 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
- 三 前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項
- 四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十六第一項において同じ。）その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項
- 五 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

2 本計画の対象範囲

町田市は、中心市街地のまちづくりを具体的に進めるための計画として「町田市中心市街地まちづくり計画」を策定し、図表4のとおり、エリアごとのまちづくりのイメージを示している。

このうち、特に滞留者・帰宅困難者が多く発生することが懸念される「駅前・大規模店舗があるエリア」「商店街を中心としたエリア」「様々な機能があるエリア」を基本とした区域について、本計画の対象範囲とする。



図表4 計画の対象範囲

第2章 町田駅周辺の現状と課題

第1 町田駅周辺地域の特徴

1 地勢

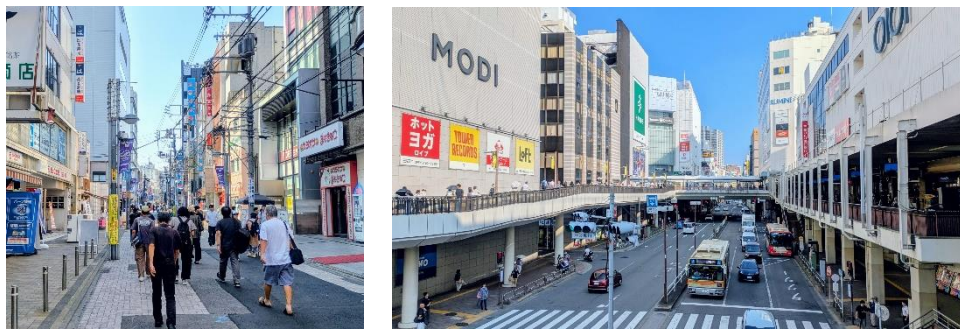
町田駅周辺地域の地形は、ほぼ相模原台地であり、この台地に小田急小田原線とJR横浜線が交差し、その周辺を中心に一大広域商業拠点が形成されている。

商業拠点としては、駅前周辺には、中小規模の店舗が集まる商店街が広がっており、駅前には百貨店などの大規模商業施設も立地し、首都圏南西部の中でも有数の商業集積地として知られている。

2 交通

小田急線町田駅とJR横浜線町田駅の二つの鉄道駅が近接しており、新宿や箱根方面、横浜や八王子方面など多方面へのアクセス性が高く、また町田バスセンターなどから市内外への路線バス網が広がっているなど、交通の要所となっている。

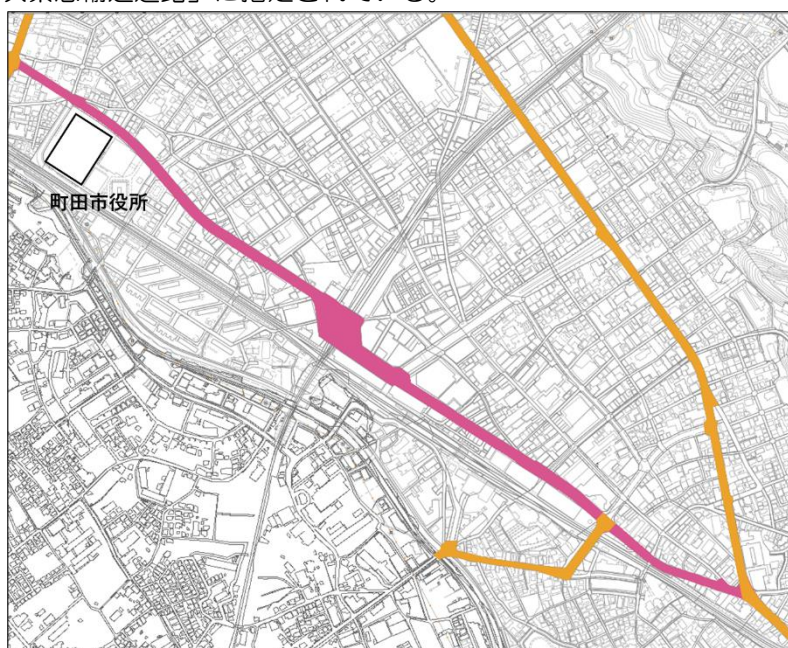
小田急線町田駅とJR横浜線町田駅を合わせた1日平均乗降客数は約45万人となっている。



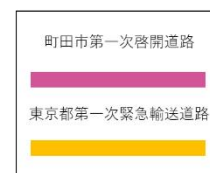
図表5 町田駅周辺地域の街並み

3 道路

町田駅周辺の道路のうち、町田駅前通りは「町田市第一次啓開道路」、町田街道は「東京都第一次緊急輸送道路」に指定されている。



図表6 町田駅周辺指定啓開道路網図



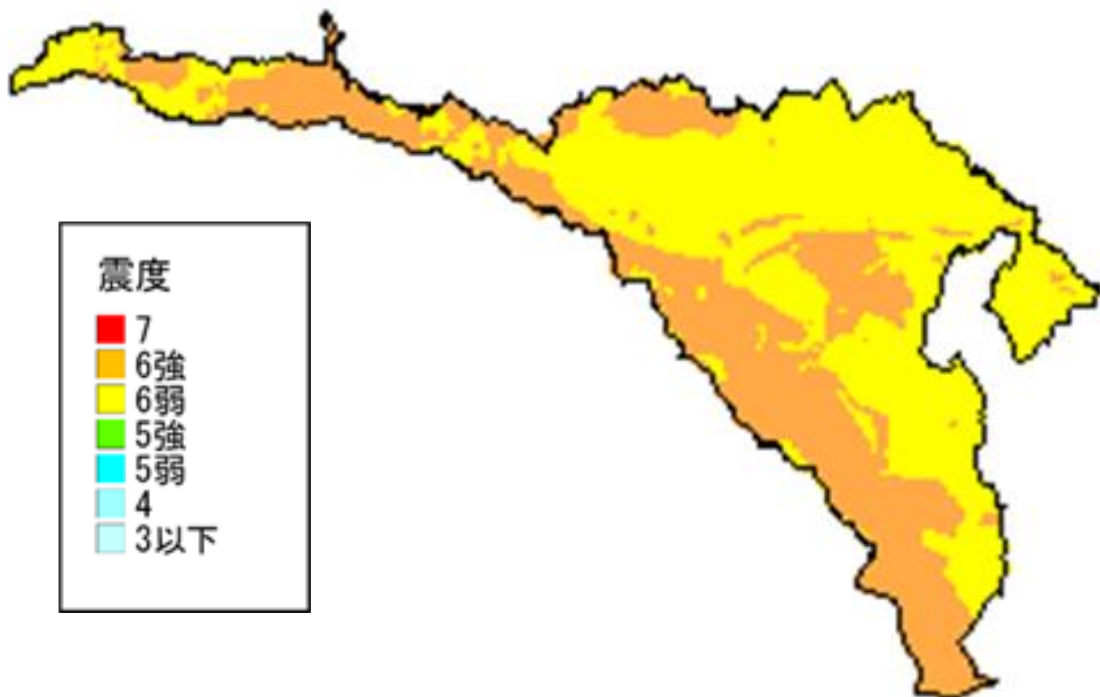
第2 災害時想定

1 想定地震

東京都被害想定によると、町田市に大きな影響を与える多摩東部直下地震（M7.3、阪神・淡路大震災と同等の大きさ）は、今後30年以内に発生する確率が70%と可能性が高く、対策が急務となっている。

多摩東部直下地震M7.3では、境川沿いを中心に震度6強、その他の市域では震度6弱の想定となっている。

図表7 多摩東部直下地震M7.3の想定震度分布



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（2022年5月、東京都）より抜粋

2 被害想定

東京都被害想定によると、町田駅周辺の滞留者は37,604人であり、その中でも屋外に滞留するとみられる人数は6,066人と想定されている。

図表8 多摩東部直下地震（M7.3）の被害想定

種別		被害項目		被害想定		
建物被害（ゆれ・液状化・急傾斜地の崩壊）		全壊棟数		1,718棟		
		半壊棟数		7,829棟		
建物被害（火災）		焼失棟数（冬18時、風速8m/s）		2,655棟		
人的被害（冬5時）		死者数		121人		
		負傷者数（重傷者数）		2,434人（210人）		
ライフライン（冬18時）		電力停電率		5.9%		
		通信不通率		2.4%		
		上水道断水率		17.9%		
		下水道管さよ被害率		4.9%		
避難者数				58,411人		
帰宅困難者		滞留者数		354,376人		
		帰宅困難者数		42,406人		
滞留者	町田駅	駅周辺滞留者	屋内滞留者	31,538人		
			屋外滞留者	6,066人		
			小計	37,604人		
		待機人口	自宅	5,317人		
			移動なし	7,939人		
			移動開始前	20,377人		
			小計	33,633人		
		滞留場所不明人口				2,406人
		合計				73,643人

3 予想される事態

【地震発生直後】

- 公共交通機関が広域的に運行を停止し、帰宅困難者が多数発生する。職場や通学先、宿泊先等へ移動しようとする人々や、そうした滞在先が近くにないため、徒歩や自転車等で自宅に帰ろうとする人々で道路が混雑するとともに、滞在先のない多くの人が屋外に滞在する。
- 自宅や滞在先等へ移動しようとする人々や屋外に滞留する人々で道路上が混雑し、救命・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等に著しい支障が生じる。
- 余震による広告等の看板の落下や、延焼火災、群集雪崩等の二次災害に帰宅困難者が巻き込まれる。
- 携帯電話の基地局の被災や通信の輻輳などにより、通話はすぐにできなくなり、さらに時間とともに、携帯電話のメールなども機能しづらくなり、安否確認等が困難になる。
- 電気や水道などのライフラインの途絶により、一時滞在先で滞在を継続することが困難となる場合がある。
- 公共交通機関の運休等により、保護者が保育園等に子どもを迎えに行くことが困難となる。

【1日後】

- 公共交通機関が復旧しないため、引き続き、徒歩による帰宅が困難となり、通勤・通学先や一時滞在先等への滞在を余儀なくされる。
- ライフラインの停止が継続した場合、職場、通学先や一時滞在先の環境によっては、滞在を継続することは徐々に困難となってくる。
- 携帯電話の基地局の非常用電源が枯渇し、帰宅困難者が携帯電話等を使用できなくなる

地域が拡大する。

- 深夜から早朝の時間帯や休日等、多くの人々が自宅にいる時間帯に発災した場合は、公共交通機関の運行停止に伴い事業所等への従業員の出勤が困難となる。
- 保護者等が保育園等へ迎えに行けない状態が続くと、保育士等も帰宅できずに留まり続けることになる。

【数日後】

- 道路や公共交通機関の復旧が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設での滞在期間が長期化する。
- 運行を再開した鉄道区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到する。
- 公共交通機関が復旧しないため、深夜から早朝の時間帯や休日等、多くの人々が自宅にいる時間帯に発災した場合は、事業所等に十分な数の従業員等が出勤できない状態が1週間以上継続し、業務継続が困難となる可能性がある。

第3 課題と取組の方向性

1 帰宅困難者対策における課題

(1) 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知徹底

「東京都帰宅困難者対策条例※（以下、「帰宅困難者対策条例」という。）」で規定した内容について、市民や駅周辺の事業者などにおいて周知徹底を図り、従業員等の一斉帰宅の抑制や事業所内待機に係る計画作成や備蓄を推進することが必要である。

【帰宅困難者対策条例の概要】

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保にむけた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

※「第6章 参考資料 P35」参照

(2) 関係機関の連携強化

災害時に関係機関において災害に関する情報を共有し、駅周辺の滞留者・帰宅困難者に対して、適切な情報提供、一時滞在施設等への誘導などを行い、駅周辺の混乱を防止する必要がある。

(3) 帰宅困難者対策の実効性の確保

災害時の駅周辺での混乱防止のために、一時滞在施設の運営体制の整備や訓練を通じて、帰宅困難者対策の実効性を確保し、高めていく必要がある。

2 取組の方向性

課題	方針	取組
(1) 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> • 情報発信、意識啓発活動 	(第3章・第4章) <ul style="list-style-type: none"> • 第1 一斉帰宅の抑制
(2) 関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> • 情報提供、情報共有手段の検討 • 各関係機関の役割の明確化 	(第3章・第4章) <ul style="list-style-type: none"> • 第3 帰宅困難者等への情報提供 • 第4 駅周辺等における混乱防止
(3) 帰宅困難者対策の実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 一時滞在施設の運営体制整備 • 訓練の実施 	(第3章) <ul style="list-style-type: none"> • 第2 一時滞在施設の整備 • 第4 駅周辺における混乱防止

次の「第3章 平時の取組（予防対策）」、「第4章 災害時の対応（応急対策）」では、帰宅困難者対策における、平時と災害時の取組について記載する。

第3章 平時の取組（予防対策）

本章では、国や東京都等が公表する指針・ガイドライン類を踏まえ、町田駅周辺の帰宅困難者対策の予防対策として、各者の平時からの主な取組について整理を行う。

第1 一斉帰宅の抑制

多摩東部直下地震の発生時には、救急・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。

公共交通機関が運行の停止等を行っている中で、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合、緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念される。

このような帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避するために、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠である。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、一時滞在施設の確保、家族等との安否確認手段の確保等の取組を進めていく必要がある。

実施主体		交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	事業所等における安全確保	●	●	●	●	●	●
	・建物の耐震性の確保、家具等の固定・安全化		●				
2	備蓄の確保	●	●	●			●
	・従業員等の施設内待機に必要な3日分の水・食料等の備蓄						
3	意識啓発活動		●				
	・一斉帰宅抑制の基本方針及び東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底						
	・従業員等へ施設内待機、利用者保護の周知	●	●	●			●
	・施設内待機、利用者保護の訓練の実施			●			●
	・災害用安否確認サービスの周知		●				

1 事業所等における安全確保

○建物の耐震性の確保、家具等の固定・安全化

- ・事業者は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建物については、耐震診断及び耐震化工事を実施する。
- ・事業所内に従業員等が待機できるよう、日頃から施設の家具等の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。*
- ・災害発生時における建物内点検箇所の選定とチェックリストを作成する。

※家具類の転倒防止措置等の参考資料として、東京消防庁は「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を作成している。「第6章 参考資料 P34」参照

○学校等*における児童、生徒等の安全確保対策

- ・学校等は、平時より、保護者等が帰宅困難者となる可能性を踏まえ、保護者等との連絡体制を確認する。
- ・児童・生徒等の安全確保及び保護者等への引き渡し方法等について確認する。
- ・発災時に備え、施設内もしくは他の安全な場所での待機等の児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を確認する。

※学校等とは、「学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、専修学校、各種学校、保育園」とする。

2 備蓄の確保

○従業員等の施設内待機に必要な3日分の水・食料等の備蓄

- ・施設内待機に必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）をあらかじめ備蓄しておく。
- ・事業者は震災の影響の長期化に備え、最低3日分の備蓄に努める。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方】

・必要な備蓄品と備蓄の目安

（1）飲料水（ペットボトル）：1人当たり1日3ℓ、計9ℓ

（2）主食（アルファ化米、クラッカー等）：1人当たり1日3食、計9食

（3）毛布（または保温シート）：1人当たり1枚

※その他、携帯トイレ・簡易トイレ、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類等を必要数備蓄することが考えられる。

3 意識啓発活動

○「一斉帰宅抑制の基本方針」及び帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- ・「一斉帰宅抑制の基本方針^{※1}」や帰宅困難者対策条例に基づく取組の内容について、ホームページ、「東京都帰宅困難者対策ハンドブック^{※2}」の配布等により、普及啓発を図る。
- ・「町田駅周辺エリア防災計画」、「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針^{※3}」、「事業所防災リーダー^{※4}」についても、同様に普及啓発を行う。

○従業員等へ施設内待機、利用者保護の周知

- ・事業者は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機及び利用者保護に係る計画をあらかじめ定めておく。また、計画を従業員等に周知し、理解促進を図る。
- ・一斉帰宅抑制後について、「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」を参考に、帰宅ルールを定め、従業員等の分散帰宅に努める。

○施設内待機、利用者保護の訓練の実施

- ・事業者は、事業所防災計画等に基づき、従業員等の施設内待機、利用者保護の訓練を実施する。必要な場合は、改善を行うとともに、計画等に反映させる。

○災害用安否確認サービスの周知

- ・発災時の一斉帰宅による混乱を防止するためには、速やかな家族の安否確認が重要である。そのため、災害用伝言ダイヤル（171）等の安否確認サービス^{※5}などの周知を行う。

※1 「第6章 参考資料 P40」参照

※2 「第6章 参考資料 P33」参照

※3 「第6章 参考資料 P42」参照

※4 「第6章 参考資料 P53」参照

※5 「第6章 参考資料 P52」参照

第2 一時滞在施設の整備

町田駅周辺地域では、東京都被害想定における屋外滞留者数 6,066 人に対し、一時滞在施設は 10 施設、受入可能人数 7,119 人であり、想定される屋外滞留者を受け入れするスペースを確保している。これらの施設について、駅前の混乱防止、滞留者の保護のために適切な運営を行うことが求められる。

実施主体		交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	一時滞在施設の確保	・一時滞在施設の指定	●				
2	一時滞在施設の管理	・一時滞在施設の情報通信基盤の強化及び自家発電設備の整備と燃料の確保	●	●			
		・帰宅困難者のための備蓄の常時確保	●	●			
		・資機材の整備	●	●			
3	一時滞在施設の周知	・一時滞在施設案内の配布	●				
		・一時滞在施設案内の更新	●	●	●	●	●
4	一時滞在施設の運営体制の構築	・一時滞在施設の開設・運営マニュアル等の整備		●			
		・一時滞在施設の開設・運営訓練の実施		●			

1 一時滞在施設の確保

○一時滞在施設の指定

- ・市は、今後、一時滞在施設の廃止や駅周辺の状況の変化を踏まえて、必要に応じて一時滞在施設の確保に努める。
- ・駅周辺の都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進する。また、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を行う。

2 一時滞在施設の管理

○一時滞在施設の情報通信基盤の強化及び自家発電設備の整備と燃料の確保

○帰宅困難者のための備蓄の常時確保

- ・市は、災害時に帰宅困難者に配布する備蓄を平時から確保するよう推進する。
- ・市は、一時滞在施設についても備蓄を平時から確保するよう努める。

○資機材の整備

- ・施設内の避難誘導に備え、拡声器やメガホン等の避難誘導資機材を準備しておく。

3 一時滞在施設の周知

○一時滞在施設の配布

- ・市は、災害時に駅周辺の滞留者に向けて、一時滞在施設への誘導・案内が円滑にできるように、一時滞在施設案内を作成し、施設の名称や所在地等の情報を警察や駅等の関係者と共有しておく。

○一時滞在施設案内の更新

- ・市は、関係機関と調整したうえで、一時滞在施設案内の更新を行う。

4 一時滞在施設の運営体制の構築

○一時滞在施設の開設・運営マニュアル等の整備

- ・一時滞在施設の施設管理者は開設・運営マニュアルを整備・更新を行う。
- ・市は、一時滞在施設で開設・運営マニュアルを整備する際に、参考となる一時滞在施設の開設・運営のモデルマニュアルの作成を行う。

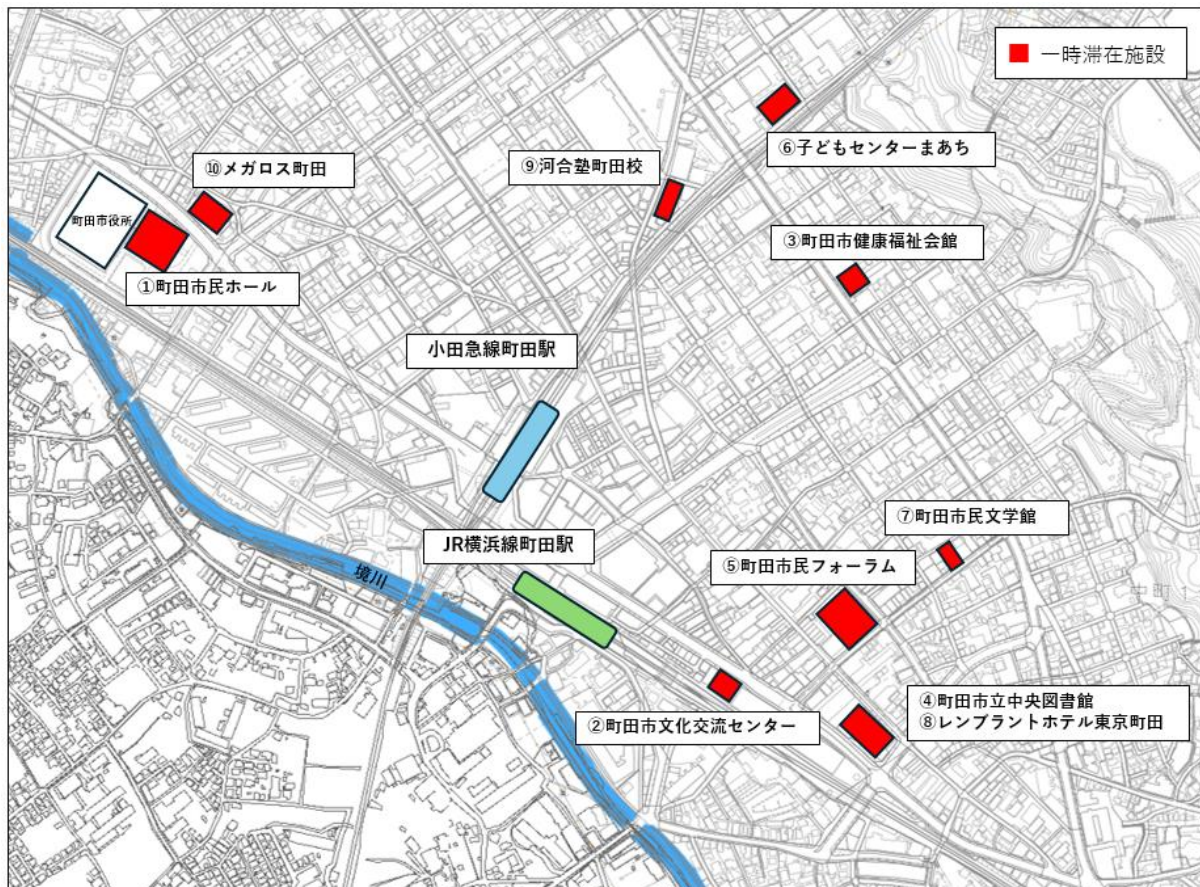
○一時滞在施設の開設・運営訓練の実施

- ・一時滞在施設の施設管理者は、帰宅困難者対策の実効性を確保するために、定期的に開設・運営訓練を実施する。

図表9 町田駅周辺の一時的滞在施設一覧

	名称	所在地	受入可能人数
公共施設	①町田市民ホール	森野 2-2-36	1,212 人
	②町田市文化交流センター	原町田 4-1-14 プラザ町田 5F～7F	508 人
	③町田市健康福祉会館	原町田 5-8-21	464 人
	④町田市中央図書館	原町田 3-2-9	463 人
	⑤町田市民フォーラム	原町田 4-9-8 サウスフロントタワー 3F～4F	428 人
	⑥子どもセンターまあち	中町 1-31-22	383 人
	⑦町田市民文学館ことばらんど	原町田 4-16-17	172 人
民間施設	⑧レンブラントホテル東京町田	原町田 3-2-9	1,930 人
	⑨河合塾町田校	中町 1-18-6	1,230 人
	⑩メガロス町田	森野 2-2-45	329 人
	計	10施設	7,119 人

図表10 町田駅周辺の一時的滞在施設マップ



第3 帰宅困難者等への情報提供

発災時は、情報の不足や錯綜による混乱が予想されるため、多様な情報提供ツールの活用により、公共交通機関の運行状況や被害状況等の情報を駅周辺滞留者（屋内滞留者、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者を含む）に迅速・的確に提供することが求められる。また、各主体は多様な通信手段等を確保し、情報連携に努める。

実施主体		交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	情報提供ツールの活用方法の検討	●	●	●			●
	・帰宅困難者等へ情報を発信するための情報提供ツールの活用方法の検討 ・要配慮者への情報提供ツール（音声、表示、多言語対応）の整備	●	●	●	●		●
2	通信手段の確保		●	●			
3	連絡簿の共有・更新	●	●	●	●	●	●

1 情報提供ツールの活用方法の検討

○帰宅困難者等へ情報を発信するための情報提供ツールの活用方法の検討

- ・帰宅困難者等に対し、災害情報や安否確認方法、一時滞在施設の開設情報等を届けるために、町田市防災 WEB ポータル、デジタルサイネージ、SNS、防災行政無線、館内放送など様々な手法の活用を検討する。
- ・災害時に伝達する情報を予め作成しておくなど、マニュアルを整備する。

【帰宅困難者に伝える情報例】

- 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（災害時帰宅支援ステーションの場所、一時滞在施設の開設状況等）

○要配慮者への情報提供ツール（音声、表示、多言語対応）の整備

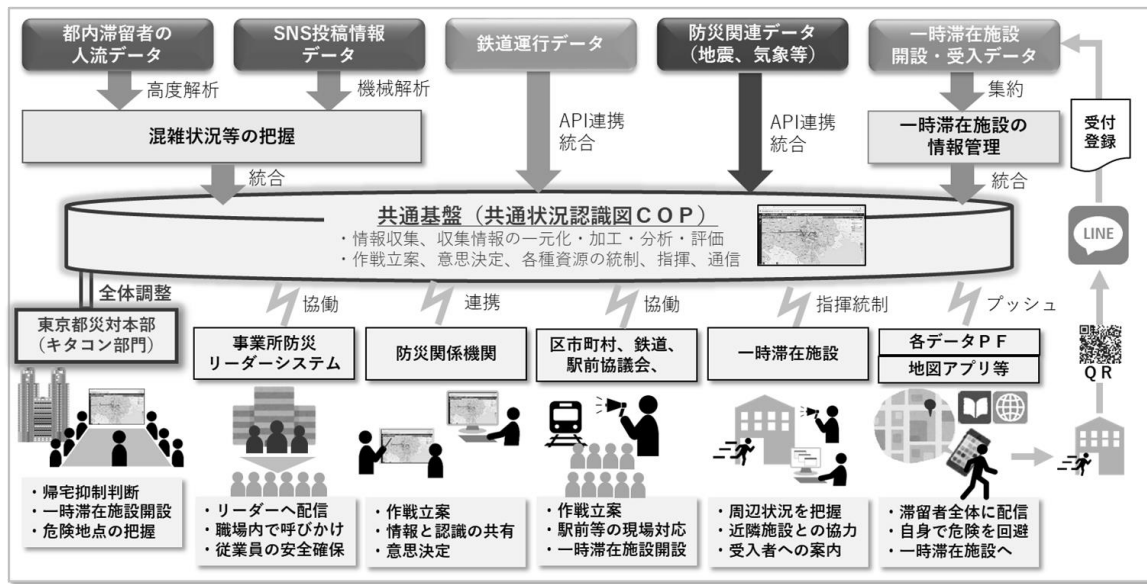
- ・外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど、要配慮者への情報提供ツールを整備する。

2 通信手段の確保

○情報共有手段の検討

- ・電話やメールの他に、「東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム」を情報共有手段の1つとして活用する。
- ・当該システムを活用して、GPS 情報に基づく混雑状況や SNS 投稿情報に基づく被害状況等を収集し、関係機関と情報共有するなど、活用方法について検討する。

図表 1 1 帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要



(出典：東京都地域防災計画（震災編）)

3 連絡簿の共有・更新

○各機関の連絡簿の共有・更新

- ・各機関が持つ情報伝達ツール及び連絡先（電話番号・メールアドレスなど）と連絡窓口・担当者等を載せた連絡簿を関係者全員で共有・定期的に更新する。

第4 駅周辺等における混乱防止

退避時における混乱や移動時の負傷者の発生、人命救助活動の妨げなどが予想される。これらを抑制するため、滞留者への的確な情報提供や安全な誘導が求められる。

実施主体		交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	避難経路の検討・安全化 ・避難経路を検討し安全化の措置を取る	●	●	●	●		●
2	訓練の実施 ・関係者が連携した訓練の実施・継続	●	●	●	●		●
3	要配慮者への支援 ・要配慮者への支援方法の検討		●				
4	資機材の整備 ・避難誘導資機材の整備		●		●	●	

1 避難経路の検討・安全化

○避難経路を検討し安全化の措置を取る

- ・施設内や駅周辺地域において、一時滞在施設や安全な場所への避難ができるよう、避難経路を検討もしくは安全化の措置を取る。

2 訓練の実施

○関係者が連携した訓練の実施・継続

- ・町田駅（小田急・JR）、町田駅周辺地域の事業者、商工会議所、町内会・自治会、行政機関（町田市、相模原市、警察、消防）が官民協働による訓練を実施・継続する。

3 要配慮者への支援

○要配慮者への支援方法の検討

- ・市は、車いすや杖の使用者、負傷者など移動困難な人に対しどのような支援ができるかを検討する。

4 資機材の整備

○避難誘導資機材の整備

- ・災害時の駅周辺での避難誘導に備え、拡声器やメガホン等の避難誘導資機材を準備しておく。

第5 徒歩帰宅者への支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等の多くは、混乱収拾以降、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ないと考えられることから、徒歩帰宅者が自宅まで円滑に帰るための支援が必要となる。徒歩帰宅者に対し、公共交通機関の運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、休憩場所やトイレの提供等、沿道支援体制に基づく支援を展開する。

実施主体		交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	徒歩帰宅支援のための周知・設備整備	・徒歩帰宅支援ステーションの周知	●				
		・道路環境の整備	●				

1 徒歩帰宅支援のための周知・設備整備

○徒歩帰宅支援ステーションの周知

- ・徒歩帰宅支援ステーションについて、平時から周知を図る。

○道路環境の整備

- ・道路及び沿道建築物の耐震化の促進、災害・停電時LED街路灯の整備、分かりやすい標識など、徒歩帰宅者支援のための設備を整備していく。

第4章 災害時の対応（応急対策）

本章では、国や都等が公表する指針・ガイドライン類を踏まえ、町田駅周辺の帰宅困難者対策の応急対策として、災害時の主な取組について整理を行います。

第1 一斉帰宅の抑制

実施主体		交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	行動抑制・注意喚起		●	●			●
	・施設及び従業員等の安全確保			●			●
	・被災者支援・復旧活動						●
	・従業員等の一斉帰宅の抑制		●				●
	・学校等における児童・生徒等の安全確保等		●				

1 行動抑制・注意喚起

○施設及び従業員等の安全確保

- ・発災時、事業所等はチェックリストにより施設の安全を確認する。
- ・行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の火災状況等を確認し、従業員や利用者を施設内又は他の安全な場所に待機させる。

○被災者支援・復旧活動

- ・事業所等は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

○従業員等の一斉帰宅の抑制

- ・施設に被害がない場合、事業所等は従業員等に一斉帰宅抑制の呼びかけを行い、施設内待機させる。
- ・待機させる従業員等に対して、備蓄食料や災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。
- ・事業所等は、駅周辺の混雑が収拾し、道路の安全が確認できた場合、徒歩帰宅が可能とされる10 km圏内に在住する従業員から帰宅させる。
- ・徒歩帰宅が困難な従業員等は公共交通機関が再開するまで、事業所に留めておく。

○学校等における児童・生徒等の安全確保等

- ・学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。
- ・児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

第2 一時滞在施設の開設・運営

実施主体			交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	一時滞在施設の開設・運営	・施設の安全確保		●	●			
		・一時滞在施設の開設		●	●			
		・帰宅困難者の受入れ		●	●			
		・受入れた帰宅困難者への支援		●	●			

1 一時滞在施設の開設・運営

○施設の安全確認

- ・一時滞在施設の施設管理者は、発災後、安全点検のためのチェックシート等に基づき点検を行い、施設の安全を確認する。

○一時滞在施設の開設

- ・施設の安全が確認できた場合、市からの開設要請を踏まえ、一時滞在施設の開設を行う。
- ・一時滞在施設の開設にあたっては、市から派遣される職員と協力のうえ、実施する。

○帰宅困難者の受入れ

- ・一時滞在施設は、誘導されてきた帰宅困難者の受入れ等を行う。

○受入れた帰宅困難者への支援

- ・一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者等へ備蓄の配布、情報提供、要配慮者等への支援を行う。

第3 帰宅困難者等への情報提供

実施主体			交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	情報提供	・帰宅困難者等への情報提供	●	●	●	●		●
		・主体間連携による一連の情報としての情報提供						
2	情報共有	・各関係機関での情報共有	●	●	●	●	●	●

1 情報提供

○帰宅困難者等への情報提供

- ・帰宅困難者等に対し、町田市防災WEBポータル、デジタルサイネージ、SNS、防災行政無線、館内放送など様々なツールを活用して、災害情報や交通機関の運行情報、安否確認方法、一時滞在施設の開設情報等の情報提供を行う。

○主体間連携による一連の情報としての情報提供※

- ・帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な情報については、各主体が管理する情報を、時系列で変化する帰宅困難者等の行動判断に照らして、一連の情報として帰宅困難者等に発信を行う。

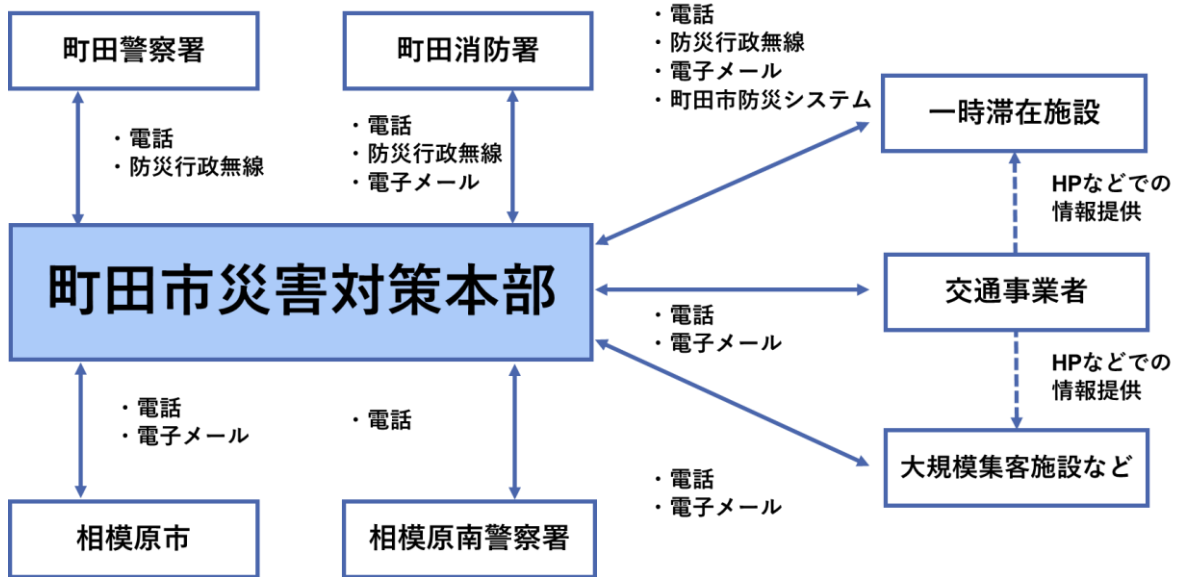
※「第6章 参考資料」の「大規模地震発生時における帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供シナリオ」参照。

2 情報共有

○各関係機関での情報共有

- ・災害時に、関係機関で災害情報や交通機関の運行情報、一時滞在施設の開設情報等を共有する。なお、情報の受伝達の流れは次の図のとおりである。

図表 1 2 情報受伝達の流れ



【伝達する情報】

各関係機関が伝達する情報は以下のとおりです。

- 鉄道・バスの運行情報
- 市内の被害・対応状況
- 駅周辺の被害状況
- 地震（余震）情報、気象情報
- 駅周辺の滞留状況
- 一時滞在施設の開設状況・受入状況
- 危険箇所の情報
- ライフラインの復旧状況
- など

第4 駅周辺等における混乱防止

実施主体		交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	退避誘導（混乱防止）	●	●	●	●		●
	・注意喚起や秩序だった移動の誘導 ・交通誘導の実施				●		
2	一時滞在施設への誘導		●		●		
	・交通整理や誘導の実施 ・誘導経路の安全確保				●		
3	負傷者対応	●	●	●		●	●
4	安全確保措置	●	●	●	●	●	●
5	情報提供	●	●				●
6	要配慮者の移動支援	●	●	●			●

1 退避誘導（混乱防止）

○注意喚起や秩序だった移動の誘導

- ・駅階段などでの混在・錯綜による二次被害の発生を防止するための注意喚起や、秩序だった移動の誘導を行う。

○交通誘導の実施

- ・駅周辺での車両交通による混乱を防止するため、交通誘導を実施する。

2 一時滞在施設への誘導

○交通整理や誘導の実施

- ・帰宅困難者等が開設された一時滞在施設に避難できるよう、交通整理や誘導を実施する。

○誘導経路の安全確保

- ・一時滞在施設へ誘導する際に、帰宅困難者等がスムーズに移動ができるように、誘導経路の安全確保を行う。

3 負傷者対応

○119番通報、応急救護や医療機関への搬送の協力

- ・駅周辺で負傷者が発生した場合の119番通報、応急救護や医療機関への搬送に協力する。

4 安全確保措置

○立ち入り防止措置等

- ・二次被害を防止するため、災害に伴う破損により危険となった場所等への立ち入り防止措置等を行う。

5 情報提供

○帰宅困難者等への情報提供（再掲）

- ・帰宅困難者等に対し、町田市防災WEBポータル、デジタルサイネージ、SNS、防災行政無線、館内放送など様々なツールを活用して、災害情報や公共交通機関の運行情報、安否確認方法、一時滞在施設の開設情報等の情報提供を行う。

6 要配慮者への移動支援

○移動困難な人に対するの支援

- ・車いすや杖の使用者、負傷者など移動困難な人に対し、協力して移動、搬送（担架の使用等）を行う。

第5 徒歩帰宅者への支援

実施主体		交通事業者	市本部	一時滞在施設	警察	消防	大規模集客施設
1	帰宅の可否を判断できる情報の提供	●	●	●	●		●
2	徒歩帰宅支援		●	●			
	・災害時帰宅支援ステーション（都と民間企業との協定による各種店舗）や赤十字エイドステーション等、徒歩帰宅者への支援情報について広報						
	・歩行者動線への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等				●		
	・災害情報の提供及び駅周辺の二次的災害防止に係る支援				●	●	

1 帰宅の可否を判断できる情報の提供

○帰宅困難者が帰宅するタイミングを判断できるよう、災害情報、帰宅道路の情報、公共交通機関の情報等を帰宅困難者へ提供する。

2 徒歩帰宅支援

- 災害時帰宅支援ステーション（都と民間企業との協定による各種店舗）や赤十字エイドステーション等、徒歩帰宅者への支援情報について広報
- 歩行者動線への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等
- 災害情報の提供及び駅周辺の二次的災害防止に係る支援

第5章 計画の推進について

本計画は、PDCA サイクルにより、計画に沿った取組や訓練を行い、改善点等を、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会に諮り、計画へのフィードバックを行うことで、計画の見直しを図る。



図表 1 3 計画の改善イメージ (PDCA サイクル)

1 計画の推進体制

本計画の取組は、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会の構成員をはじめ、取組に記載された機関や市民、その他関係者が実施するものである。そのためにも本計画の趣旨・内容を幅広く周知し、関係者の理解と協力を深めていくことで計画の推進を図っていく。

2 計画の変更

訓練等により明らかになった課題や町田市都市づくりのマスタープラン等の進捗に応じて、適宜、取組内容の見直しや計画の見直しの検討を行う。

計画の変更は、協議会事務局による発意、もしくは変更内容に関わる事業者や関係機関で構成される分科会等により、計画変更案の検討・作成を行い、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会がこれを審議・議決する。

3 実行性の高い体制の整備

エリア防災計画に記載する滞在者等の安全の確保に向けた取組等が、実際の災害時にも円滑に実行できるように、あらかじめ駅周辺の関係者が把握しておく必要がある。そのためにも定期的に訓練等を実施し、災害時に速やかに対応できるような体制の整備を進める。

<参考>

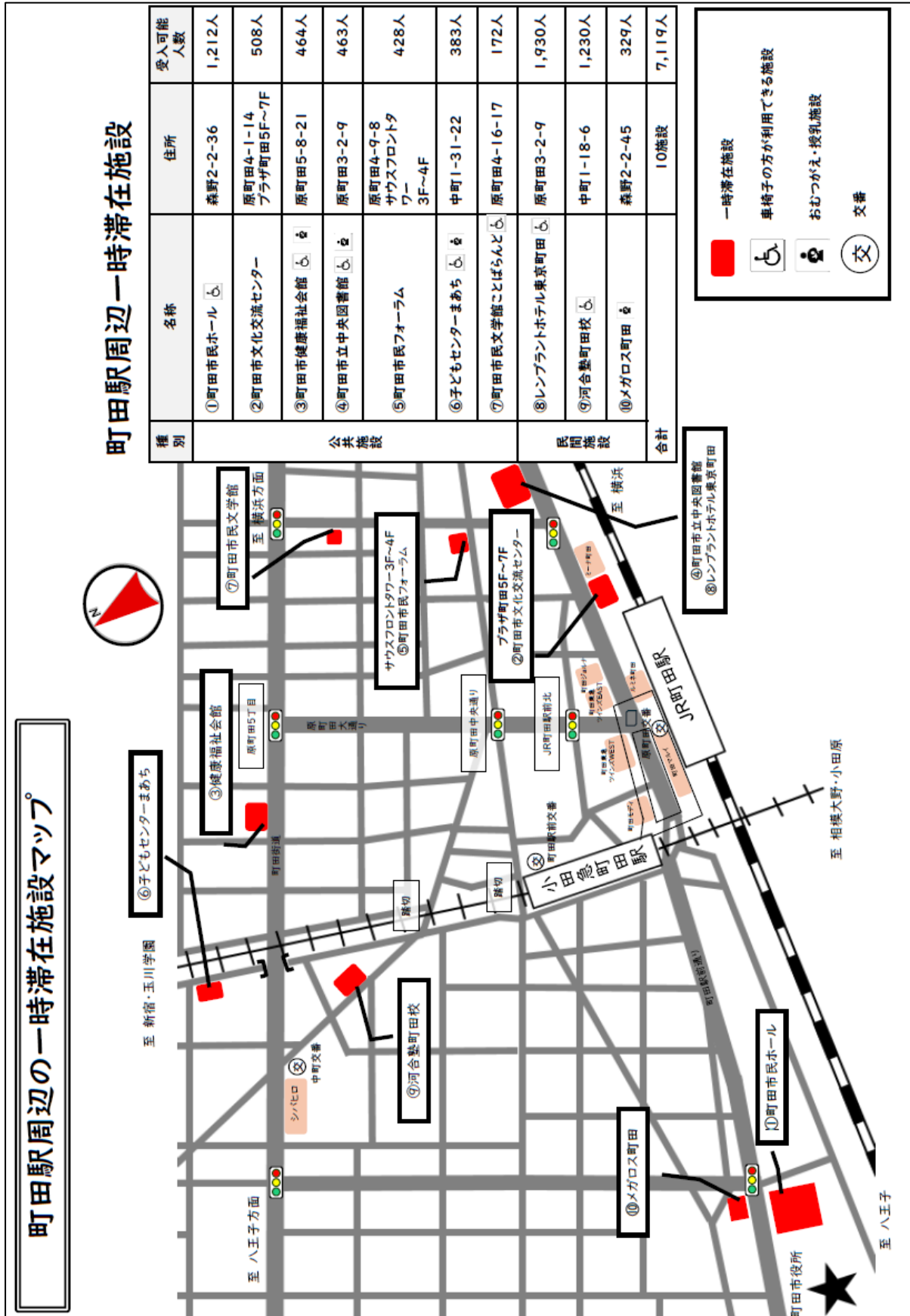
2019年1月には、多摩地域初の都との合同帰宅困難者対策訓練が開催され、外国人65人を含む約500人の参加により、4箇所の一時滞在施設の同時開設、要配慮者の搬送、多言語による誘導等の訓練を実施している。



図表 1 4 東京都・町田市合同帰宅困難者対策訓練のようす（2019年1月21日）

第6章 参考資料



第1 一時滞在施設マップ



第2 各種ガイドライン等

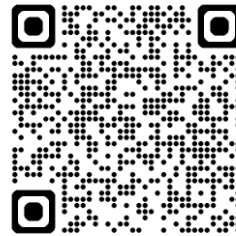
1 帰宅困難者対策に関するガイドライン

内閣府や首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議等が公表したガイドラインの一覧を記載する。

	名称	URL	QRコード
内閣府	大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン	https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/index.html	
	事業所等における帰宅困難者等対策ガイドライン	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/048/1.pdf	
東京都	大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/439/saisyuhoukoku-5.pdf	
	一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/048/3.pdf	
	帰宅困難者等への情報提供ガイドライン	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/048/4.pdf	
	駅前滞留者対策ガイドライン	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/439/saisyuhoukoku-8.pdf	

2 東京都帰宅困難者対策ハンドブック

東京都では、東京都帰宅困難者条例等を踏まえて、各事業所が帰宅困難者対策を進める上で参考となるようハンドブックを作成している。



東京都防災ホームページ

(出典：東京都防災ホームページ)

3 災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック

東京都では、学校等の施設の安否確認体制・連絡方法の参考となるようなハンドブックを作成している。



東京都防災ホームページ

(出典：東京都防災ホームページ)

4 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック

東京消防庁では、家具類の転倒・落下・移動防止対策をまとめたハンドブックを作成している。



東京消防庁ホームページ

(出典：東京消防庁ホームページ)

5 東京都帰宅困難者対策条例

東京都帰宅困難者対策条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条—第九条）
- 第三章 安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
- 第四章 一時滞在施設の確保（第十二条）
- 第五章 帰宅支援（第十三条）
- 第六章 雑則（第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不在の場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、

安全に帰宅することができるかと認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

- 3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

- 2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業者の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。)第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。))及び各種学校(法第三百三十四条に規定する各種学校をいう。))並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。)の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。)を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において

帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

6 一斉帰宅抑制の基本方針

平成 23 年 11 月 22 日
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

一斉帰宅抑制の基本方針

<基本的な考え方>

- 首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。
- 首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する。
- この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）に一斉帰宅抑制を促していく。
- この際、安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備することが必要である。
- 特に、行政においては、企業等における一斉帰宅抑制が実効あるものとなるように必要な対策を実施する。
- 児童・生徒の安全確保のため、学校など関係機関に、必要な取組を求めていく。

<具体的な取組>

（従業員等の待機・備蓄）

- 企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとする。
- 企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

（大規模な集客施設等での利用者保護）

- 首都直下地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

（従業員等を待機させるための環境整備）

- 企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

（事業継続計画等への位置づけ）

- 企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

（安否確認）

- 企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

（訓練）

- 企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うものとする。

（その他）

- 企業等は、市区町村や自主防災組織等と、首都直下地震発生時の対応を事前に取り決めておくなど、日頃からの連携に努めるものとする。

7 一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針

一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針

令和6年7月26日

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議

1 本指針の位置づけ

首都直下地震をはじめとする大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策については、発災直後における救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行い、併せて、群集事故等の二次災害から帰宅困難者等自身の安全を確保する観点から、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」とする一斉帰宅抑制の基本原則に基づき、対策に取り組んでいるところである。

他方で、発災直後の移動による混乱を防いだとしても、帰宅が可能となった段階で待機していた大量の帰宅困難者等が一齐に移動を開始すると、新たな混乱をもたらすことが懸念される。

こうした状況を踏まえ、本指針は、帰宅困難者等が帰宅を開始する段階において、社会全体で留意すべき基本的な考え方を示すものである。

帰宅困難者等個人はもとより、帰宅困難者等対策に取り組む国及び地方公共団体、官公庁を含むすべての事業者（以下、「企業等」という）、駅前滞留者対策協議会、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校）、保育施設・福祉施設等要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を支援する施設（以下、「保育施設等」という）、一時滞在施設その他の帰宅困難者を一時的に受け入れる施設等（以下、「一時滞在施設等」という）の管理者、鉄道事業者のほか、情報伝達に重要な役割をもつ報道機関等の関係者が本指針を共有し、連携して帰宅困難者等の時間的・空間的な分散帰宅を図ることで、帰宅困難者等の円滑な帰宅を支援する。

なお、本指針は強制力を伴うものではないが、国民一人一人が発災時における適切な行動を判断する際の、また、帰宅困難者等対策に取り組む様々な主体が対応を検討する際の参考となることを期待するものである。

2 帰宅行動指針の前提

（1）原則3日間は一斉帰宅抑制

災害発生から72時間（＝3日間）は、人命救助のために重要な時間であり、特にこの間、行政機関等は、救命・救助活動等の応急活動を中心に対応する必要があるため、こうした応急活動に支障をきたさないよう、帰宅困難者は、原則3日間は安全な場所に待機し、応急活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降を目途※に、順次帰宅することが想定されている。

まとまった距離を移動する帰宅困難者自身が余震や群集事故などの二次災害に遭う危険を避けるためにも、発災後の混乱が収拾する前の移動は控えるべきである。

※ 発災後の帰宅行動による混乱を回避することは、救命・救助等の応急活動のみならず、社会活動の継続に不可欠な災害時優先業務等の迅速・円滑化にも寄与するものである。

※ 災害の規模や被害の状況によっては、3日目までの間に行政機関等による帰宅支援ができる場合もあるため、4日目以降でないと帰宅させてはならないというものではない。反対に、4日目以降も応急活動が継続している場合もあり得る。

※ 小さな子どものお迎えや家族の介護等のやむを得ない事情により、帰宅困難者等が自らの判断で移動を開始することも考え得るが、帰宅困難者等は、本指針の趣旨が、自らの安全の確保と多くの人命にかかわる応急活動の迅速かつ円滑な実施にあることを十分理解した上で、自己の判断に責任をもって行動すべきである。

(2) 帰宅行動指針が必要となる背景

- 応急活動が継続している間は、これらの活動が阻害されてはならない。
- 帰宅経路において、落下物や火災延焼、余震等の危険が考えられる。
- 鉄道の運転再開等を契機に、大量の帰宅困難者等が無秩序に一齐に移動を開始した場合、群集事故をもたらす危険な雑踏の発生や、車道へのはみ出し、鉄道線路内への侵入等の危険行為が懸念される。
- 鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は運行路線や区間が限られたり、運転本数を減らしたりするなど、平常ダイヤよりも輸送力が低下する。
- 接続先の路線が運転再開していない場合、乗継ぎできない帰宅困難者等が接続駅に溢れる。
- 自動車利用については、緊急通行車両を優先する交通規制が行われている可能性がある。

(3) 帰宅が可能な状況

帰宅困難者等が帰宅を開始して差し支えない状況として、以下のような状況が考えられる。

- 発災から 72 時間（3日間）の人命救助に重要な期間が経過した後[※]
- 発災直後の混乱がある程度収拾し、移動しても応急活動への支障や群集事故等の二次災害をもたらさない
- 通行可能な帰宅経路または鉄道が運転再開するなど移動手段が確保されている

※ 発災後 72 時間は特に人命救助に重要な期間であるが、救助活動に時間的区切りはない。

3 帰宅行動指針

(1) 基本的な考え方

帰宅が可能な状況になった場合であっても、移動に伴う新たな混乱の発生防止、及び帰宅困難者等自身の安全を確保するため、待機していた帰宅困難者等は、一齐に帰宅を開始するのではなく、時間的あるいは空間的（移動範囲や移動手段等）に分散して帰宅することが基本である（＝「分散帰宅の基本原則」）。

帰宅行動指針は、①分散帰宅のために努めるべき事項及び②配慮すべき事項で構成される。

なお、本指針は、近距離徒歩帰宅者の帰宅開始場面においても準用されるべきものである。

(2) 帰宅行動指針

①分散帰宅のために努めるべき事項

- 帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても、直ちに帰宅を開始するのではなく、帰宅手段や混雑状況等を確認し、帰宅の時機を見極めてから帰宅を開始する。

- 鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は輸送力の低下が想定されるため、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は、可能な限り徒歩で帰宅する。また、企業等や一時滞在施設の管理者等は、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は徒歩で帰宅するよう促す。徒歩で帰宅する帰宅困難者等は、性急に帰宅を開始せず、帰宅経路の選定や所要時間、所持品、トイレが使用できる中継点等を確認し、帰宅開始の時期を見極める。
- 鉄道を利用して帰宅する帰宅困難者等は、目的の駅までの全区間が運転再開したことが確認できてから移動を開始する。
- すでに混雑の発生が確認されている、あるいは、今後混雑が予想される場所には近づかず、混雑が緩和されるまでは待機場所での待機を継続する。
- 小さな子どものお迎えや家族の介護等やむを得ない事情により早期に帰宅する判断をした帰宅困難者等は、対応者を家庭内で1名にする等により、移動者数の増加抑制に努める。

②配慮すべき事項

(ア) 徒歩移動の場面

- 帰宅経路上に大きな被害がある等により、迂回を強いられたり、予想以上に時間を要したりする場合があることを想定すべきである。余震による二次被害も考慮し、沿道に落下や倒壊の恐れのある構造物や軟弱な法面のある区域、火災の危険のある密集市街地など危険度の高い区域への立入りを避けるとともに、特に、橋梁部は、ボトルネックとなって群集事故を引き起こす危険があることに留意すべきである。
- 移動中に天候や気温が変化したり日没を迎えたりする等により、危険が伴う場合があることに留意して帰宅開始時機を判断すべきである。
- なるべく大きな道路沿いを歩行し、無理をせずに災害時帰宅支援ステーションを活用する。
- 車の利用について、発災後は緊急車両の通行が優先されるため、タクシーの利用は期待せず、家族等に車での送迎を依頼することも控えるべきである。

(イ) 鉄道の運転が再開した場合

- 運転再開の情報に伴い、大量の帰宅困難者等が駅に殺到した場合、駅周辺が長時間に渡って混雑し、転倒や転落事故を引き起こす危険な状態が生じる可能性があることに注意すべきである。
- 段階的に運転再開し始めた場面では、乗継ぎ路線の運転が再開前に帰宅を開始した場合、移動できない大量の利用客が接続駅ホーム等に滞留し、転落の可能性など危険な混雑が生じることとなる。また、こうした中継地点で移動が困難となっても、必ずしも帰宅困難者等を想定した待機場所が確保されているとは限らないことも認識すべきである。
- 帰宅困難者等は、運転再開情報のみならず、駅の混雑状況や入場規制の情報、目的地までの運行状況などを把握し、円滑に移動できるようになってから帰宅を開始すべきである。

- ・ 駅や電車の混雑が集中する状況が続くと、特に徒歩帰宅が難しい要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦等）は、鉄道を利用できずいつまでも帰宅できない状況となるため、長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者が、安全に鉄道が利用できるよう、利用者同士が譲り合うなど配慮すべきである。

4 本指針を踏まえた対応

(1) 帰宅困難者等になる可能性のあるすべての人

○平時からの備え

- ・ まずは、大規模地震が発生した場合に想定される被害や影響について関心を持ち、行政機関等は救命・救助等の応急活動に集中する必要があること、したがって自助・共助による備えが重要であることの理解に努める。

また、ライフラインや鉄道等公共交通機関の運転停止から復旧までの手続に関し、安全確保のためのプロセスを経る必要があること等への理解に努める。

- ・ 外出時に大規模地震に遭遇した場合は、自らの安全の確保と応急活動の円滑かつ迅速な実施を阻害しないため、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則や、職場等の安全な待機場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる「一時滞在施設」について認知しておく。

なお、「一時滞在施設」は施設管理者等の協力により提供されるものであり、滞在する帰宅困難者が、年齢、性別、国籍、健康状態等が多様であることを理解しておくことが望ましい。

- ・ 外出時に大規模地震に遭遇した場合、自らが帰宅困難者となる可能性を踏まえ、家族や関係者との間で、帰宅しないという選択や安否確認の方法、お迎えや介護が必要な家族がいる場合の対応方法、自宅が被害を受けた場合の避難先や合流場所等について話し合い、取決めをしておく。
- ・ 勤務先等には、一時滞在を想定した備え（水、食料、着替え、携帯トイレ、生理用品、携帯電話用充電器等）や、徒歩帰宅を想定した備え（歩きやすい靴、日常行動範囲の地図、救急用具等）を常備しておく。
- ・ 地方公共団体等からの防災情報提供サービスや一時滞在施設の探し方等を確認し、利用登録など利用可能な状況にしておく。
- ・ 勤務先等からの徒歩帰宅経路は複数経路を検討し、沿道の状況や帰宅段階において徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下、「災害時帰宅支援ステーション」という）の場所について、実際に歩いて確認しておく。帰宅経路の選定にあたっては、余震による二次被害も考慮し、沿道に落下や倒壊の恐れのある構造物や軟弱な法面のある区域、火災の危険のある密集市街地など危険度の高い区域を避けるとともに、橋梁部は、ボトルネックとなって群集事故を引き起こす危険があることを認識しておくべきである。

○発災時の対応

- ・ 勤務先等に待機している場合は、施設ごとの行動ルールや指示に従って行動する。

- ・ 集客施設や駅施設等で安全を確保した場合や、一時滞在施設等に待機している場合は、集団生活のマナーを守り、施設ごとのルールや管理者の指示に従って行動する。また、被害状況や混乱の収拾状況に応じ、移動や閉設に伴う退去の要請があった場合は、速やかに応じる。

(2) 国・地方公共団体及び駅前滞留者対策協議会

○平時からの備え

- ・ 国は、関係機関等と連携し、国民一人一人に対し、発災時における一斉帰宅抑制の基本原則とともに、本指針の趣旨について周知・普及に努める。
- ・ 地方公共団体は、地域の住民及び滞在者に対し、発災時における一斉帰宅抑制の基本原則や一時滞在施設の確保等の取組とともに、本指針について必要に応じて地域特性等の考慮を加えて周知・普及に努める。
- ・ 国及び地方公共団体は、関係機関等と連携し、発災時における帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報のほか、一時滞在施設の開設状況や災害時帰宅支援ステーションの所在等に関する情報、及びこれらの情報の取得方法に関する情報の提供体制を整備する。
- ・ 市区町村は、駅前滞留者対策協議会における地域の実情に応じた連絡体制の構築や構成員の役割分担等に関する協議・決定を推進し、訓練により定期的に確認を行う。
- ・ 市区町村の防災部局と、学校や保育施設等の所管部局は連携し、各施設の実情等を踏まえつつ、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となる可能性を踏まえた、各施設における対応の検討を推進する。

また、国、都県の関係部局は連携し、市区町村における取組を支援する。

○発災時の対応

- ・ 国及び地方公共団体は、発災後すみやかに、帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報等の収集・提供を行うとともに、対応状況を踏まえ、一時滞在施設の開設状況や災害時帰宅支援ステーションの所在等に関する情報提供を行う。
- ・ 国及び都県は、発災直後における一斉帰宅抑制の基本原則及び本指針に基づく適切な行動について、継続的に広く呼びかけを行う。
- ・ 市区町村は、一時滞在施設の開設要請と併せ、当該一時滞在施設の管理者に対し、当該施設で受け入れる帰宅困難者等への本指針を含む「地域の行動ルール」の周知を要請する。
- ・ 駅前滞留者対策協議会等は、「地域の行動ルール」に基づき、帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な担当地域の被害状況や交通情報等を収集し、提供する。

(3) 企業等、一時滞在施設等の管理者

○平時からの備え

- ・ 企業等は、従業員等に対し、発災直後の一斉帰宅抑制の基本原則と本指針の必要性についてあらかじめ十分に啓発する。

また、様々な被災様相をイメージしつつ、本指針を踏まえ、発災時における優先業務や分散帰宅の方針、出勤時間帯の発災や帰宅した翌日以降も公共交通機関の輸送力が回復しない場合を考慮した通勤自粛等の施設ごとの行動ルールを策定し、併せて、災害時における社会活動への影響を最小限に抑えるためのテレワーク等の推進方針等を策定してBCP等へ位置づけ、事前の環境整備に努める。

その際、人命にかかわる災害時の応急活動を阻害しない範囲で、子育てや介護など従業員等の個別のやむをえない事情に配慮することが考えられるが、その場合は、従業員等に対し、自己の責任において行動すべき旨の意識啓発を併せて行う。

また、従業員等が安全に帰宅できたかどうかについて、事後的に報告するツール（メール、SNS、グループウェア等）を用意し、訓練により動作を確認することが望ましい。

- 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、災害時において施設内滞在者の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報のほか、災害時帰宅支援ステーションの所在情報について、施設内滞業者が取得できるよう備える。

併せて、本指針に基づく分散帰宅の必要性や、必要に応じて地域特性等を考慮した分散帰宅への配慮事項等について周知できるよう備える。

- 一時滞在施設の管理者は、当該施設で受け入れることとなる帰宅困難者が、年齢、性別、国籍、健康状態等において多様であることを想定し、発災時の情報提供方法への配慮や支援が必要となった場合の連携等に備える。

○発災時の対応

- 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、発災後すみやかに、従業員等の待機要請や施設の開設に備え、災害情報や被害状況、交通情報等を収集する。
- 企業等においては、平常時に策定した行動ルール等に基づき、従業員等に対し、適切な行動を促す。
- 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、災害情報や被害状況、交通情報、災害時帰宅支援ステーションの所在等施設内滞在者の適切な行動判断に必要な情報、またはこれらの情報の取得方法について、施設内滞業者に情報提供する。

その際、本指針に基づく分散帰宅の必要性や配慮事項等を併せて周知する。

また、一時滞在施設等の管理者においては、被害の状況や発災後の応急活動の収拾状況等を踏まえつつ、当該施設に滞在できる期間についても周知を図る。

（４）学校、保育施設等の管理者

○平時からの備え

- 学校、保育施設等においては、市区町村の所管部局及び防災部局と連携し、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となる可能性を踏まえ、施設利用者と保護者等の安否確認の方法や連絡手段、保護者等への引渡し方法等について検討を進める。

なお、保護者等への引渡しの時期や方法について検討する際には、施設の立地条件、規模及び安全性、施設職員の確保状況等に加え、保護者の移動距離、保護者以外への引渡しの可能性等も勘案し、施設利用者の安全確保はもとより、保護者等の安全確保にも配慮すべきである。

検討した結果については、保護者等に周知する。

○発災時の対応

- 学校、保育施設等の管理者は、施設利用者の安全確保に努めるとともに、安否情報や対応状況について保護者等に伝達するなど、保護者等の不安の軽減等に努める。

(5) 鉄道事業者

○平時からの備え

- 鉄道事業者においては、大規模地震の発生に伴う運転見合わせ時及び運転再開時において、大量の帰宅困難者等がとたえず駅に向かうことを防ぐため、発災後の施設点検には相当程度の時間を要する可能性があることや、運転再開時は輸送力が低下すること等を含め、大規模地震発生時における鉄道の施設点検から運転再開までの流れについて広く周知する。
- 鉄道事業者においては、帰宅困難者等の適切な行動判断に不可欠な運行情報等の提供体制を整備するとともに、情報の所在や取得方法について広く周知する。
- 特に、混雑が発生しやすい主要駅においては、発災時の混乱防止について駅前滞留者対策協議会が中心的な役割を担うことが期待されることから、協議会の構成員である鉄道事業者は市区町村等と連携し、地域の実情に応じた連絡体制や役割分担等に関する協議・決定に努め、訓練により定期的な確認を行う。
- 相互直通運転の接続駅等においては、当該接続駅周辺に滞在する帰宅困難者等のみならず、各路線の運転再開状況等により、大量の乗継ぎ客がホームに溢れる可能性があることを踏まえ、待機場所の確保や誘導等の安全対策に備える。
- 各駅施設においては、鉄道の運転再開に伴い駅周辺に危険な混雑が発生する可能性を踏まえ、鉄道利用者の動線確保や誘導の方針を定め、訓練により定期的な確認を行う。

○発災時の対応

- 鉄道事業者は、鉄道の運転再開に伴い、運転再開区間、運転間隔、接続路線の運行状況等について可能な限り即時的に更新した情報提供を行うとともに、混雑防止のための分散帰宅の協力を呼びかける。
- 各駅施設においては、混雑状況に応じ、駅の入場規制や一方向での動線確保など、混雑に伴う事故防止対策を実施する。

5 その他

本指針については、対策の進捗や社会状況の変化等に応じて所要の見直しを行う。

以上

第3 その他

1 災害備蓄倉庫

災害備蓄倉庫には、飲料水やビスケット、ブランケットなどの備蓄品を保管している。

番号	施設名	所在地	管理主体
1	森野災害備蓄倉庫	森野 1-6	町田市

2 町田市防災行政無線（固定系）屋外拡声子局設置場所

子局番号	設置場所	所在地
2115	町田市庁舎	森野 2-2-22
2117	森野中央公園	森野 1-3
2123	町田新産業創造センター	中町 1-4-1
2128	町田第一小学校	中町 1-20-30
2130	原町田 1 丁目駐車場	原町田 1-7
2132	消防器具置場第 1 分団第 1 部 2 小隊	原町田 6-21-5
2134	町田市健康福祉会館	原町田 5-8-21
2139	町田市民文学館 ことばらんど	原町田 4-16-17

※エリア防災計画の対象範囲内に設置してある防災行政無線を記載している。

3 町田市の主な災害情報収集ツール

○町田市防災 WEB ポータル

町田市では、防災気象情報や災害時における避難情報等の様々な情報を一覧できる「町田市防災 WEB ポータル」を運用している。平時においては、市内の天気や気象情報、ハザードマップを掲載しており、災害時に役立つ各種情報を収集することができる。



町田市防災 WEB ポータル

○町田市公式 X (旧 Twitter)

町田市の防災・安全・気象情報を発信している。



アカウント名：東京都町田市（防災・安全・気象情報） ユーザーID：@machidatokyo






町田市公式 X

4 災害時安否確認サービス



○災害伝言ダイヤル（171）

会社名	URL	QRコード
NTT 東日本	https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/	
NTT 西日本	https://www.ntt-west.co.jp/dengon/	

○災害用伝言版 ※以下は代表的な会社の例

会社名	URL	QRコード
NTT ドコモ	https://www.docomo.ne.jp/info/disaster/disaster_board/	
KDDI (au)	https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/	
ソフトバンク	https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/	

○災害用伝言版（web171）

会社名	URL	QRコード
NTT 東日本	https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/	
NTT 西日本	https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/	

○その他安否情報等

会社名	URL	QRコード
Google パスファインダー	https://www.google.org/personfinder/japan/	

5 災害時帰宅支援ステーション（東京都防災マップ）

東京都では、徒歩による帰宅者に対する支援の一環として、都立学校等を災害時帰宅支援ステーションとして位置付けており、水道水・トイレ・災害情報（テレビ・ラジオ等）の提供を行うこととしている。他にもコンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等がある。

また、東京都防災マップでは、災害時帰宅支援ステーションや、一時滞在施設の検索ができる。

対象の店舗には、下記ステッカーを掲示している。



東京都防災マップ

（出典：九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会）

6 事業所防災リーダー

事業所防災リーダーとは、東京都から企業・店舗等に対して、日ごろの防災情報や発災時の災害情報を直接お届けするサービスである。



東京都事業所防災リーダー

7 東京都防災アプリ

いつも・いざというときにも役に立つ、東京都公式の防災アプリである。

このアプリは、「あそぶ」「まなぶ」「つかう」をコンセプトに、防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」をはじめ、災害への備えや災害時に役立つ多くのコンテンツを利用できる。

また、帰宅困難者モードでは、発災時に帰宅困難になった方の安全確保のため、近くの一時的滞在施設や、鉄道の運行状況等が確認できる。



Android



iOS

町田駅周辺エリア防災計画改定の経過

作成または改定の年	備考
2020（令和2）年2月	町田駅周辺地域エリア防災計画策定
2026（令和8）年1月	2023（令和5）年の町田市地域防災計画の修正内容等を踏まえ、一部改定

町田駅周辺エリア防災計画

発行 2026年2月
編集 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会
(事務局) 町田市防災安全部防災課
〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号
電話 直通 042-724-3218